

よくある質問～マイナ保険証について～

患者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q マイナンバーカードって持ち歩いても大丈夫なの？

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。マイナンバーカードを紛失、または盗難に遭った際は、24時間365日いつでも電話ですぐにマイナンバーカード機能の一時利用停止の手続きができます。(マイナンバーカード総合窓口：0120-95-0178)また、紛失や盗難の場合、原則1週間でマイナンバーカードを再交付できる「特急発行・交付制度」を利用することができます。

Q マイナンバーカードのICチップから医療（病歴、投薬等）情報まで筒抜けになってしまうことはないですか。

マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせることではじめて、医療情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。

Q マイナンバーカードってどうやってつくるの？

スマートフォン・パソコンからの申請以外にも、証明写真機からの申請や郵便での申請が可能です。また、施設や個人宅等に市区町村の職員が訪問し、申請のサポートを実施している自治体もございますので、詳しくは「マイナンバーカードの申請方法」の資料をご確認いただくとともに市区町村の窓口にご照会ください。

※ マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者等の代筆のうえ、ご本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。



Q 毎回マイナ保険証を提示する必要があるの？

提示は毎回お願いしています。

マイナ保険証で、患者の保険資格についてご確認させていただいています。

Q マイナ保険証ってどこでもつかえるの？

全国の9割以上の医療機関・薬局でマイナ保険証をお使いいただけます。また、接骨院・鍼灸院・あん摩マッサージ指圧の施術所等(出張專業を含む)でもお使いいただけます。厚生労働省のホームページに、マイナ保険証に対応している施術所等の施設を公開しています。※「マイナンバーカードの対応施術所」等で検索すると確認できます。

Q マイナ保険証で資格確認ができない場合はあるの？

何らかの事情でマイナ保険証での受付ができない場合(オンライン資格確認の導入義務の対象外の施術所等である場合も含む)には、マイナンバーカードと合わせて、「マイナポータル画面」や「資格情報のお知らせ」を提示いただくなど、複数の資格確認方法を用意しており、いずれにしても適切な自己負担分のみお支払いいただくこととなります。

よくある質問～マイナ保険証について～

患者等からマイナ保険証のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

医療機関では診療/薬剤、特定健診情報への同意確認があるけど、 施術所等では不要なの？

不要です。接骨院・鍼灸院・あん摩マッサージ指圧の施術所等(出張專業を含む)では患者の資格確認のみを行います。施術所等に患者の診療/薬剤、特定健診情報は共有されません。

Q

暗証番号を忘れました

暗証番号を忘れたり、ロックされている場合でも、窓口職員によってマイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで本人確認が可能ですので、健康保険証としてご利用いただけます。

※ 暗証番号のロックを解除するためには、住民票のある市区町村窓口で利用者証明用電子証明書パスワード(4桁の番号)の初期化・再設定を行ってもらう必要があります。

※ 暗証番号の管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定が不要な「顔認証マイナンバーカード」があります。申請方法等の詳細については市区町村のホームページや窓口でご確認ください。

Q

「電子証明書が失効しています」と表示されました。 どうすれば良いですか？

「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、施術所等において、マイナ保険証としてご利用できません。そのため、有効期間満了日の3か月前に、ご本人のもとに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、電子証明書の更新についてのご案内が送付されるほか、施術所等の資格確認の際に、マイナ資格確認アプリの画面上で、有効期間が3か月以内である旨のアラートが出ます。こうしたご案内等を受け取りましたら、速やかに手続きを行っていただくようお願いしております。

なお、電子証明書の有効期限が切れた方であっても、有効期限が切れた日から3ヶ月間は健康保険証としてご利用いただける措置を行っています。健康保険証以外のマイナンバーカードの機能（マイナポータルへのログインやコンビニでの住民票等の交付サービス）はお使いいただけないため、速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行手続きをしてください。

Q

マイナンバーカードを作らなくても、従来の健康保険証のままでいいの？

令和6年12月2日に従来の健康保険証の新規発行が終了したため、様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。

マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付されますので、そちらを使用することで、引き続き、一定の負担割合で訪問看護や医療を受けることができます。

また、マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により、資格確認書を無償で交付します。

75歳以上の方については、暫定的な運用として、従来の健康保険証が失効する方に対して、マイナ保険証をお持ちの場合も、資格確認書を無償で申請によらず交付します。

令和6年12月2日時点でお手元にある有効な健康保険証は、最長で1年間(令和7年12月1日まで)使用することができます。

※ 有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限までとなります。